

家庭における蓄電池導入促進事業実施要綱

(制定) 令和4年5月26日付4環地地第40号
(改正) 令和4年6月13日付4環地地第102号
(改正) 令和4年8月8日付4環気家第38号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、家庭における太陽光発電による電気の自家消費の増大及び非常時のエネルギー自立性の向上を目的として行う「家庭における蓄電池導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、東京都内（以下「都内」という。）の住宅に太陽光発電システム及び蓄電池システムを設置する者に対し、当該システムの機器費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- 2 蓄電池システム リチウムイオン蓄電池部（リチウムの酸化及び還元的作用により電気を供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備えたシステムであって、住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されるものをいう。
- 3 リース等 契約の名称にかかわらず、貸主が設備を代わりに購入して借主に使用させ、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払うものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。
- 4 管理組合 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人をいう。
- 5 住戸 戸建住宅及び集合住宅における、各住居一戸のことをいう。

第4 本事業の具体的な内容

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものであって、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

- (1) 2に規定する助成金の交付対象となる蓄電池システム又はそれに併せて設置した太陽光発電システム若しくは既に蓄電池システムが設置されている都内の住宅に設置した太陽光発電システム（以下「助成対象機器」という。）の所有者又は管理組合
- (2) 2に規定する助成対象機器を所有し、その助成対象機器をリース等により個人に対して貸与する者（当該助成対象機器を貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行うものに限る。）

2 助成対象機器

助成対象機器は、機器の種別ごとに定める次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 太陽光発電システム

- 一 未使用品であること。
- 二 都内の住宅（（2）の蓄電池システムと併せて当該太陽光発電システムが導入される住宅又は既に蓄電池システムが設置されている住宅に限る。）に新規に設置されたものであること。
- 三 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）が定めるJETPvM認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（I E C）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。
- 四 当該太陽光発電システムにより供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する助成対象住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。
- 五 太陽光発電システムの発電出力（kWを単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（I E C）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。以下同じ。）が50kW未満であること。

(2) 蓄電池システム

- 一 未使用品であること。
- 二 都内の住宅に新規に設置されたものであること。
- 三 当該蓄電池システムの蓄電容量1 kWh当たりの機器費が20万円以下であること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、太陽光発電システムにおいては助成対象機器の設置に係る機器費及び工事費（消費税及び地方消費税は除く。）、蓄電池システムにおいては助成対象機器の機器費（消費税及び地方消費税は除く。）とする。

4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象機器の種別ごとに次のとおりとする。

(1) 太陽光発電システム

- ア 新築単価（住宅建築と同時に設置する場合の助成金額の単価をいう。）
 - （ア）太陽光発電システムの発電出力が3.6kW以下の場合

次の a 又は b のいずれか小さい額とする。ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。

a 1 棟当たり 360,000円（太陽光発電システムの発電電力を各住戸が戸別の契約により受電する場合は、受電する 1 住戸当たり 360,000円）

b 太陽光発電システムの発電出力に 120,000円を乗じて得た額

(イ) 太陽光発電システムの発電出力が 3.6kW を超える場合

太陽光発電システムの発電出力に 100,000円を乗じて得た額。ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。

イ 既存単価（住宅建築後に設置する場合の助成金額の単価をいう。）

(ア) 太陽光発電システムの発電出力が 3.75kW 以下の場合

次の a 又は b のいずれか小さい額とする。ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。

a 1 棟当たり 450,000円（太陽光発電システムの発電電力を各住戸が戸別の契約により受電する場合は、受電する 1 住戸当たり 450,000円）

b 太陽光発電システムの発電出力に 150,000円を乗じて得た額

(イ) 太陽光発電システムの発電出力が 3.75kW を超える場合

太陽光発電システムの発電出力に 120,000円を乗じて得た額。ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。

(2) 蓄電池システム

ア 蓄電池システムが導入される住宅に 2（1）三から五までの要件を満たす太陽光発電システムが既に設置されている場合又は蓄電池システムの導入に併せて当該太陽光発電システムを新たに導入する場合

(ア) 助成金の交付額は、助成対象経費の 2 分の 1 の額とする。

(イ) 助成対象機器を設置する住宅 1 戸当たりの助成金の上限額は、次の各号のうち最も小さい額とする。

a 蓄電池システムの蓄電容量（kWh を単位とし小数点以下第 3 位を四捨五入する。以下同じ。）に 1 kWh 当たり 100,000円を乗じた額

b 太陽光発電システムの発電出力（4 kW 以上の場合に限る。）に 200,000円を乗じて得た額

c 800,000円（太陽光発電システムの発電出力が 4 kW 未満の場合に限る。）

イ 蓄電池システムが導入される住宅に 2（1）三から五までの要件を満たさない太陽光発電システムが既に設置されている場合若しくは蓄電池システムの導入に併せて当該太陽光発電システムを新たに導入する場合又は蓄電池システムのみを設置する場合

(ア) 助成金の交付額は、助成対象経費の 2 分の 1 の額とする。

(イ) 助成対象機器を設置する住宅 1 戸当たりの助成金の上限額は、太陽光発電システムの発電出力にかかわらず、次の各号のいずれか小さい額とする。

a 蓄電池システムの蓄電容量に 1 kWh 当たり 100,000円を乗じた額

b 800,000円

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1による出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の交付申請の募集は、令和4年度から令和6年度まで行う。
- 2 第4による助成金の交付は、令和4年度から令和8年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年5月26日付4環地地第40号）

この要綱は、令和4年5月26日から施行する。

附 則（令和4年6月13日付4環地地第102号）

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

附 則（令和4年8月8日付4環気家第38号）

この要綱は、令和4年8月8日から施行する。